

# 学校いじめ防止基本方針

<p>社会の要請・関係法規</p> <p>いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめ問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標となる。私的には望ましい集団活動を送り、公的には法制定による責任が必要になる。</p> <p>いじめ防止法</p> <p>第 13 条 学校いじめ防止基本方針</p> <p>学校は、いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。</p> <p>第 22 条 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織</p> <p>学校は、当該学校におけるいじめの防止等の関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>	<p>本校学校教育目標</p> <p>心豊かでたくましくひとみかがやく 島間っ子の育成</p> <p>めざす児童像</p> <p>思いやりがあり互いに助け合う子ども よく考え進んで勉強する子ども 健康・安全に気を付けて最後までがんばる子ども</p> <p>いじめ防止に関する基本的な考え方・理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめは絶対に許されない行為である。</li> <li>○ いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、一件でも多く発見し、一件でも多く解決する。</li> <li>○ いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。</li> </ul>	<p>本校の実態</p> <p>本校は、田尾・仲之町・大久保・向方・小平山の 5 つの集落を校区とする歴史の古い学校である。地域には、郷土芸能や昔ながらの伝統行事が現在も多く引き継がれ、保護者や地域の教育に対する関心も高い。</p> <p>本校は、数名の宇宙留学生を含む小規模校である。そのため、学年だけでなく、縦割り活動による異学年交流も多く、仲もよい。その一方で、やや荒い言葉遣いやからかいなどでトラブルになったり、校外での挨拶が十分ではなかったりすることもある。また、活発な子がいる反面、恥ずかしがり屋で引っ込み思案な子もおり、自尊感情をもてない子もいる。</p> <p>「学校に誇りを 自分に自信を」を合い言葉に、あきらめずに努力すれば必ずできるという達成感を味わわせる活動を取り入れ、自己有用感・自尊感情を高めるようにしている。</p>
--	--	---

<p>家庭・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島間小 PTA</li> <li>・民生委員</li> <li>・学校関係者評価委員</li> <li>・スクールソーシャルワーカー</li> </ul>	<p>島間小学校心の教育推進委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常的な関係者の会(校長, 教頭, 生徒指導主任, 教務主任, 保健主任, 養護教諭)(月 1 回以上)</li> <li>2 事案に応じ, その他必要に応じた関係者を迎えた会(1 に担任を加える)</li> <li>3 地域の関係者, 第三者を加えた会(1 に加え, 学校関係者評価委員, 民生委員, PTA 役員)</li> <li>4 専門家を加えた会(3 に加え, スクールカウンセラー(いじめ相談員))</li> </ol>	<p>関係機関との連携</p> <p>町教委との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導主事の派遣及び助言</li> <li>・いじめ問題対応チームの派遣及び助言</li> <li>・研修等への講師派遣</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察</li> <li>・児童相談所</li> <li>・町福祉</li> <li>・スクールカウンセラー</li> </ul>
--	--	--

<p>いじめの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童一人一人に、お互いのよさを認め合い、集団の一員として協力し合える人間関係を育むための教育活動の充実に努める。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気醸成する。(心の教育の日、いじめ問題を考える週間、アンケート・標語の作成等)</li> <li>・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。(一人一人が活躍できる学習活動、人との関わりを方を身につけるトレーニング等)</li> </ul> </li> <li>○ 携帯電話等を利用する際のルール、マナー等も含め、基本的な生活習慣やモラル等の指導を家庭でも充実する。</li> </ul> <p>いじめの早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものであるという基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察をていねいに行う。</li> <li>○ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、いじめを訴えやすい体制を整える。</li> <li>○ 学校から配布された家庭における「いじめられている子どもの出すサイン」の一覧をもとに、家庭でも早期発見に努める。</li> </ul> <p>いじめに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめ問題が発生した場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応をする。</li> <li>○ 事案に応じ、関係者を迎えた会や地域の関係者・第三者を加えた会を開催し、敏速に支援体制をつくり対処する。</li> <li>○ 保護者に知らせ、解決するまで継続的に連携を図る。</li> </ul>
---

年間計画

月	月目標	取組	実態調査	道徳・特別活動・各教科	児童の自主的取組	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	学級や学校のきまりや目標を明確に示す	年間活動計画の確認・検討	月末いじめアンケート	ソーシャルスキル委員会編成		学級 PTA	家庭訪問	学校基本方針の確認 新年度共通理解事項確認
5	いじめ防止の基本的な考え方を理解する	心の教育推進委員会	学校いじめアンケート 月末いじめアンケート	児童総会			教育相談(児童)	生徒指導事例研修及び生徒指導向上研修
6	児童の実態を把握し、適切な対応をする		月末いじめアンケート		児童総会			
7	夏休みの過ごし方について指導する	夏休み前指導	県いじめアンケート 月末いじめアンケート			学級 PTA		1 学期取組反省
8	2 学期に向けて人間関係や心理状態を把握する							
9	運動会の成功に向けて、学級を高める	心の教育推進委員会	県携帯いじめネット調査 月末いじめアンケート			学級 PTA		ネットいじめ対応策
10	児童の実態を把握し、適切な指導をする	心の教育推進委員会	学校いじめアンケート 月末いじめアンケート	委員会編成				
11	児童の実態を把握し、適切な指導をする		月末いじめアンケート	児童総会			教育相談(保護者)	
12	相手の立場になって考える心を育む	人権週間取組 冬休み前指導	月末いじめアンケート	道徳	人権標語募集 児童総会	学級 PTA		2 学期取組反省
1	3 学期に向けて人間関係や心理状態を把握する	心の教育推進委員会	月末いじめアンケート					
2	進級や進学に向けて人間関係を把握する		月末いじめアンケート					
3	来年度に向けて体制の見直しを図る	年間反省 卒業前指導 春休み指導	月末いじめアンケート	6 年生を送る会		学級 PTA		年間取組反省

学校におけるいじめの防止対策のための組織

